

平成 25 年 6 月 25 日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号 9501 東証第 1 部)
問合せ先責任者 経理部連結決算グループマネージャー
五反田屋 信明
(TEL 03 - 6373 - 1111)

(修正) 重要な後発事象の発生に伴う「平成 25 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕
(連結)」の一部修正に関するお知らせ

重要な後発事象の発生に伴い、平成25年4月30日に公表しました「平成25年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部を下記のとおり修正いたします。

なお、平成26年3月期の連結および個別業績予想については、現時点において、停止している柏崎刈羽原子力発電所の運転計画をお示しできる状況になく、予想を行うことが困難であることから、売上高・経常損益・当期純損益ともに未定としております。

記

【修正の内容】

30 頁

<修正前>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

<修正後>

(重要な後発事象)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 147 号)に基づき賠償を実施することとしました。

こうしたなか、平成 25 年 5 月 31 日に、原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)に対し、「原子力損害賠償支援機構法」(平成 23 年 8 月 10 日 法律第 94 号)第 43 条第 1 項の規定に基づき、資金援助額の変更を申請しました。これを踏まえ、同年 6 月 6 日に、同法第 46 条第 1 項の規定に基づき、特別事業計画の変更の認定について、機構の運営委員会による議決を経て、機構と共同で主務大臣に対し申請しておりましたが、同年 6 月 25 日に、同計画について認定を受けました。

今回の申請は、避難指示区域の見直しや中間指針第三次追補を踏まえた農林漁業等における賠償対象の拡大などの状況変化が生じたことなどにより、要賠償額の見通し額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 148 号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額 120,000 百万円を控除した金額が、平成 25 年 2 月 4 日の特別事業計画認定時の 3,123,079 百万円から 666,255 百万円増加し、3,789,334 百万円となったことによるものであります。

なお、平成 25 年 5 月 31 日の機構に対する資金援助額の変更の申請にあたり、要介護状態にある方々等に対する精神的損害の増額を決定したことなどにより、賠償見積額から補償金の受入額 120,000 百万円を控除した金額が、当連結会計度末の 3,686,900 百万円から 102,433 百万円増加しました。結果として、原子力損害賠償支援機構資金交付金が 666,255 百万円、原子力損害賠償費が 102,433 百万円増加する見込みとなります。

以 上